

## 国際的な金融セクター議論への貢献

# G20議長国として金融分野の 優先テーマを内外一体で有効に議論

2019年のG20は日本が議長国を担い、国際的な議論をリードしていく立場になる。金融分野では日本から三つの優先テーマを提案しているが、いずれも新たな議題設定であり、諸外国にとっても課題となっているテーマだ。すでに日本で議論を深めている議題もあり、国内での議論の積み重ねをG20の議論にも生かしていきたい。

### 日本が新たに提案する 三つの金融テーマ

——2019年のG20は日本で開催され、日本が議長国を務める。金融分野ではどのようなことを優先テーマとして議論していくのか

12月1日に閉幕したG20首脳会議の終了後、麻生太郎大臣が開催地のブエノスアイレスで記

者会見を行い、2019年のG20の財務・金融分野における優先テーマについて説明している。そこで示された項目のうち、金融行政に関係の深いテーマが三つある。一つ目は「高齢化社会における金融包摂」。二つ目が「金融市場の分断を回避するための国際的な連携・協力」。そして三つ目が「金融セクターにおける技術革新」。いずれの中

味も、これまでの議論の続きとか、他国が言っていたことがたまたま日本の議長国のときに取り上げられるものではなく、今回、日本が新たに提案して議題にしていきたいのだ。

金融市場の分断をどう防ぐかという議論は、デリバティブ市場について15年のG20までは話し合ったことがあるが、その後、議論が止まっており、4年ぶり

に再開することになる。また、金融セクターではブロックチェーン技術などの技術革新が進んでおり、これまでのように金融機関だけを規制していたのでは不十分で、従来の枠組みに代わるアプローチも考えていかなければいけない。このテーマを国際的に議論するのも今回が初めてになる。

リーマンショック以降、金融



金融庁  
金融国際審議官

氷見野良三

### 金融イノベーションの促進

# 規制・監督とは一線を画す取組みで フィンテックの育成を支援

金融庁では「FinTechサポートデスク」や「FinTech実証実験ハブ」などを通じてイノベーションの促進を支援する施策に取り組んでおり、支援実績も目に見えて増えている。2018年7月にはフィンテックの情報収集を強化するため、新たに「FinTechイノベーションハブ」を設置。国際的な関係構築にも力を入れている。フィンテックを核とした金融イノベーションの促進は、「金融育成庁」を掲げる金融庁にとって最重要テーマの一つ。フィンテックの育成を後押しする施策からは、新しい金融行政のあり方が見えてくる。

#### フィンテックプレーヤーと積極的交流

金融庁が今事務年度の金融行政方針の冒頭に打ち出した「金融デジタルイノベーション戦略」。ここで新たに示された取組みの一つが、2018年7月に組織された「FinTechイノベ

ーションハブ」だ。狙いはフィンテックの最新状況を把握することにあり、規制・監督とは一線を画して、ベンチャー企業などと議論・交流することが期待されている役割だ。

FinTechイノベーションハブは物理的な拠点が設けられているわけではなく、フィンテックに関する情報収集機能を担うチームのような存在といえる。企画市場局の三井秀範局長、松尾元信参事官、岡田大信用制度参事官や、総合政策局の中島淳一総括審議官、田原泰雅総合政策課長、三輪純平フィンテック室長などをメンバーとして、約30名で構成されている。

金融デジタルイノベーション戦略では、フィンテックに関連する「100社ヒアリング」の実施も掲げており、フィンテックベンチャーや銀行のフィンテック担当者など「すでに50社以上と個別の面談を行っている」（金融庁総合政策局）。ヒアリングでは、「新たな技術を使ってどのようなサービスを展開していくのか」といった将来の方向性について話を聞くほか、「規制によってビジネス上の障害が生じていないのか」という点も確認する（同）という。ヒアリングの結果、必要に応じて制度的な対応を検討するなど、今後の金融行政に役立てていく。

# 悪質クラウドファンディングをのさばらせたのは「誰」か

銀行を介さずネット経由で資金を募り、個人・法人に貸し出す「貸付型クラウドファンディング」への行政処分が相次いでいる。その背景には、貸金業法と金商法の「相克」が制度上の抜け穴を作っているためとの指摘が従前からなされてきた。にもかかわらず規制当局である金融庁の動きは鈍く、ついには証券取引等監視委員会から4年ぶりの「建議」まで飛び出した。事態が深刻化する中で金融庁も重い腰を上げつつあるが、なぜこのような事態に陥ったのか。

## 不正続出で相次ぐ行政処分

関東財務局は2018年12月14日、証券取引等監視委員会（監視委）の勧告を受け、貸付型クラウドファンディング（CF）業者である「エアイトラスト」に対して、1カ月間の業務停止命令および業務改善命令を発出した。

同社は、放射能除染事業に関与する会社や長距離無線通信の実証実験を行う会社に融資する二つのファンドを組成。前者についてはあたかも官公庁の関与があるように（図表）、後者については実証実験終了後に東京五輪のパートナー企業との業務提携が予定されているかのように見せかけ、投資家から各数億円の資金を集めていた。監視委は同社への検査を継続中だが、虚偽が発覚したファンドへの出資額の大きさから

検査途中での勧告に踏み切った。

最近、同様の行政処分が相次いでいる。17年3月の「みんなのクレジット」を皮切りに、「日本クラウド証券」「FIPパートナーズ」「ラッキーバンク・インベストメント」「manoマーケット」、今回の「エアイトラスト」と貸付型CF業者の不正が止まらない。いずれも基本的には貸付先や担保についての虚偽、貸付先のモニタリング不足など、悪質・杜撰な運営体制によるもの。FIPパートナーズに至っては、貸付先企業の事業実態や財務状況すら把握せず、業務改善の見込みがないことから第二种金融商品取引業の登録が取り消された。

## 「建前」のために 投資家保護は後回し

なぜこうした典型的な詐欺スキームが頻発するのか。CFとは、企業と資金提供者

をネット経由で結び付けて資金を集める仕組みだ。CFには「購入型」や「投資型」など複数の類型があり、「貸付型」は投資家（匿名組合員）が貸金業者に匿名組合出資し、貸金業者が企業に貸し付け、その貸付収益から投資家にリターンが支払われるスキームだ。貸付型CF業者は原則として、資金募集を行う第二种金融商品取引業として金商法の制約を受けるほかに、貸付を行うために貸金業登録が必要であり、貸金業法の制約も受ける。不正の温床となっているのはここだ。

貸金業法は貸付先となる「借手保護」を目的としており、債務者が執拗な取立てを迫られないよう借手の情報を伏せるべきという概念がある。加えて、貸付先が明確な場合には「投資家が貸金業者になりうる」という解釈がある。特定の者に金銭を交付し貸付の実行判断を行っている」と判断できる場合は、貸金業登録が必要となるためだ。むろん出資者である投資家に貸金業登録を強いるのは現実的ではない。そこで金融庁が編み出したロジックが「匿名化」と「複数化」だ。「貸付先を特定できないように債務者を匿名化・複数化すれば、投資家が貸金業者に該当することはない」という整理で、財務局や東京都が貸付型CF業者に對して行政指導を行った経緯がある。

しかし、匿名組合出資を行う投資家にはそもそも貸付先に対する取立権はないうえ、投資家保護を目的とする金商法の観点から